平成２１年（フ）第２３８５２号
東京都渋谷区笹塚１丁目21－７　宇田川方202
債務者　前田　和広
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５４号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地１街区２棟106
債務者　丸山　修志
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５５号
東京都渋谷区西原３丁目34－７－103
債務者　椎名　政子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５６号
東京都東大和市蔵敷３丁目790－イ16－106
債務者　高橋　頼美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５７号
東京都東大和市蔵敷３丁目790－イ16－106
債務者　高橋　伯子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８５８号
東京都中野区弥生町１丁目15－４－202
債務者　藤原　まや
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８６３号
東京都清瀬市竹丘１丁目17－60
債務者　和智　浩
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７１号
東京都江戸川区東小岩４丁目33－16－405
債務者　西田　清二
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７２号
東京都葛飾区奥戸２丁目４－８－201
債務者　井上　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７６号
東京都港区南麻布１丁目10－６－401
債務者　川野　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７９号
東京都江戸川区南葛西４丁目１－１－603
債務者　北川　昌明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８８０号
千葉県松戸市新松戸２丁目166－101
債務者　植邑　忠夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８８１号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目36－10
債務者　大串　光江
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８８４号
東京都豊島区南池袋２丁目８－５－1005
債務者　岩崎　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８８５号
千葉県山武市上横地1224－５
債務者　吉井　博昭
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８８６号
埼玉県深谷市緑ケ丘１－33－302
債務者　廣仲　文子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時　東京地方裁判所民事第20部